

幼児の母



昭和十六年
二月

新體制の母

我子のいゝお母さんであるべきことには、神代から變りはありません。が、今日の我國の母は、是非とも、今日の我國の新體制に合致した母でなければなりません。それには第一に、

一、我子を國の子に仕上げる心掛けでなければなりません。子を育て、親自身の幸福のためにしようといつた我利主義は論外として、子どもを自分の幸福のみを追ひ求めるやうな個人主義者に育て、はならないのです。國に捧げる爲に我子を強く良くすると共に、子どもに、國への御奉公の心をしつかり養はなければなりません。次に、新體制下の母は

一、我家のことに働くばかりでなく、國のことに關心をもち、又その用も受けもたなければなりません。殊に國民生活の組織の基底になる隣組の爲に、力を協はせることが、家の内のことゝ結びついて行はれてゆかなければなりません。家の中の仕事に不精であつてならないのは勿論、いくら忠實な御家内さんでも、その力を我家以外へ一步も廣く出さないやうな人は、新しい母ではありません。それから、それから、

一、ぜいたくなおしやれをするのも、新しい母でないでせうね。「お母さん、そんな舊體制のおしやれなんかして、きまりが悪いからよして下さいよ」と、我子が恥かしがるでせうからね。

幼稚園から

○お寒さの月です。お子さんに風をひかせないやうに御注意下さい。ひかせないやうにといふのは、子どもが風をひくのは自分の不注意ではないからです。あゝあの時と、後で氣のつく不注意が、おとなの方にきつとあるのです。——といつて室内に仕舞ひ込んで、眞綿でくるんで置いてはいけません。幼稚園では出来るだけ室外で日光にあて風にあてるやうにしてゐるのですから、家庭で餘り反對にしては却つて風のもとになりませう。

——そこで、注意は周到にしつゝ、バカ大事にせずがいゝのですが、それでも全く風ひかすといふ譯にもいきませない。その時に早く氣のつくのが家庭の役目です。熱があるのを不注意に出して、幼稚園の責任にされては、幼稚園はいゝとして、お子さんに氣の毒です。